

堺市公報 第55号	平成31年 1月25日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	2
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農水産課】	3
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく下水道事業の事業計画変更に係る関係図書の縦覧について 【上下水道局経営企画室】	23
○都市計画法に基づく下水道事業の事業計画変更に係る関係図書の縦覧について 【上下水道局経営企画室】	24
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【教育委員会事務局学校教育部教育センター】	24
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て 【上下水道局総務部給排水設備課】	25
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	

【上下水道局総務部給排水設備課】……………27
＜教育委員会規則＞
○堺市教職員懲戒等審査会規則の一部を改正する規則
【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】……………29

公 告

堺市公告第44号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
脚付ホワイトボードほか（堺市民芸術文化ホール） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社パトス
代表取締役 紀寺 一男
大阪府堺市堺区向陵東町一丁8-9
- 5 落札金額
¥12,776,400-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年10月31日



堺市公告第45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第10号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成31年1月10日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の成定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市東区大420番地	尾西 正雄	東区北野田	165	田	1,173	堺市東区大442番地2	土井 泰典	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-	
							土井 綾子							
堺市南区榑194番地1	土谷 雅弘	南区榑	166-1	田	423	大阪府大阪狭山市大野台4-13-9	奥田 保代	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-	
						堺市東区大442番地2	土井 直美							
堺市南区榑尾1420	岡本 和重	南区逆瀬川	86	田	66	堺市南区榑337番地	土谷 智子	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	5,000	毎年末までに 貸手宅へ持参	
						南区榑	南 忠							
						南区逆瀬川								
堺市北区北花田町2-12-1 フェアコート北花田804号	今林 久幸	美原区平尾	1375-1	田	1,025	堺市美原区平尾2656	上田 緒江	使用貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-	
							南区逆瀬川							南 忠
							南区逆瀬川							

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)					設定する利用権															
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	面積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法													
堺市南区稲葉2丁1737	寺山 久	南区稲葉2丁	1802-1	田	1,160	堺市南区稲葉2丁2986-1	辻野 春夫	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-													
			3121	田	955																					
			南区稲葉1丁	寺山 スミ子	堺市南区稲葉1丁3137番地3									田	-											
																寺山 亘征	堺市南区稲葉1丁3137番地3									
																		寺山 雅裕	堺市南区晴美香3丁4番14号							
			大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区草部									668	田	2,072	堺市西区鳳清町2丁142番地			松田 年正	賃借権	田として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	35,220	毎年未までに 貸し人指定口座に 振込のみ
														669	田	1,008		堺市西区鳳清町2丁142番地	松田 幸							
														569	田	1,494										
														602-1	田	436										
			西区菱木3丁	池澤 成晃	西区菱木3丁									1926-1	田	307	堺市西区菱木3丁1949番地	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	-		
1927-1	田	462																								
1963-1	田	707																								
1963-2	田	142																								

利用権の受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及の適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区山田4丁	1385-1	田	2,236	堺市西区神野町2丁1番24号	辻 幸子	賃借権	田として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	30,000	毎年末までに 貸し人指定口座に 振り込み	
		西区山田4丁	1450	田	1,031	堺市西区草部251番地26	天野 一二美	賃借権	田として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	17,000	毎年末までに 貸し人指定口座に 振り込み	
		南区大庭寺	240	田	1,431	堺市南区高倉台2丁7番10号	浦辻 美知子	賃借権	田として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	24,000	毎年末までに 貸し人指定口座に 振り込み	
						堺市南区高倉台2丁7番10号	浦辻 幸広							
堺市北区八下北4番51号	石崎 隆則	北区野遠町	313	田	1,061	堺市北区野遠町547番6	織田 美喜夫	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-	
堺市東区高松5番地	阪口 茂樹	東区北野田	694	田	1,140	堺市東区草尾368番地2	光田 和代	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-	
		東区北野田	697	田	948	堺市東区北野田422番地1	村上 輝夫	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-	
		東区北野田	698	田	1,375	堺市東区北野田360番地3	梅井 隆男	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-	
堺市北区藏前町3丁4番3	村田 敏明	北区中村町	169	緑地	1,824	堺市北区中村町241番地1	山内 美智子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-	
堺市中区福田428番地	木本 隆夫	中区陶器北	2112	田	755	堺市中区辻之1616番地1	土山 博久	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	
		中区陶器北	2111	田	755	堺市中区辻之1616番地1	玉山 倫子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	
		中区辻之	1582	田	1,312									
		中区辻之	1583	田	327									

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	面積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び設定する 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市北区筒井田町919番地1	阪井 八郎	北区中村町	208	田	1,477	大阪府住之江区北加賀屋 5-1-3-2708	今野 定明	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市北区野遠町580番地	松岡 鉄男	北区中村町	326	田	1,038	堺市北区野遠町534番地3	繁田 明男	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市北区野遠町542番地3	松本 秀雄	北区中村町	322	田	1,123	横浜市青葉区才木野2-5-4-504	松田 勲	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市北区金岡町2239番地	芝尾 健	北区金岡町	2478	田	1,286	堺市北区金岡町2289番地	高野 勇里子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		北区金岡町	2513	田	1,170	堺市北区金岡町755番地甲	花澤 博夫	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
						堺市北区金岡町755番地甲	花澤 章子						
		北区金岡町	2498	田	604	堺市北区金岡町2428番地	谷 一美	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		北区金岡町	2499	田	588								
		北区金岡町	2523	田	1,603								
		北区金岡町	2532	田	1,391								
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区隣器北	359-1 の一部	畑	1310のうち 609	堺市中央区隣器北558番地	西野 邦子	使用貸借による 権利 (みどり公社①)	畑として 利用	平成31年3月1日	平成36年2月29日	-	-
		中区隣器北	2139	畑	663	堺市中央区深阪2丁8番17号	大冢 洋子	使用貸借による 権利 (みどり公社②)	畑として 利用	平成31年3月1日	平成36年2月29日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法
堺市北区野遠町586番地	永木 晋彦男	北区野遠町	489-1	田	971	堺市北区野遠町539番地1	西野 忠利	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-
		北区野遠町	79-2	畑	126								
		北区野遠町	311-3	田	495								
大阪府高石市千代田3-2-17	今村 彰男	美原区平尾	1336	田	525	堺市美原区平尾2656	上田 絹江	使用貸借による 権利 (解除案件付)	畑として 利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-
		美原区平尾	1343	田	1,272								
堺市東区石原町4丁244番地	井野 裕市	東区八下町1丁	77-1	田	1,163	大阪府平野区長寿長原1-5-31-302	保井 博	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日	-	-
		東区八下町1丁	97	田	1,411								
堺市北区金剛町759番地	橋本 保	東区石原町1丁	47	田	1,166	堺市東区大美野46番地33	計盛 千裕子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		東区石原町1丁	47	田	1,166								
		和歌山県和歌山市弘西435番地10	武部 悦次	堺市北区金剛町720番地	武部 敦子								
東区石原町1丁	39-1	田	687										
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町1丁	40-1	田	1,402	堺市東区大美野163番地12	静 俊男	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		東区石原町1丁	87-2	田	1,042								
堺市北区金剛町2269番地4	加藤 巖	東区石原町3丁	87-2	田	1,042	堺市北区黒土町32番地	西川 千鶴子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法		
堺市東区野原町275番地45	高瀬 貞俊	北区野原町	474	田	1206のうち 1158.57	堺市北区野原町276番地	西野 真弓	使用貸借による 権利	畑として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-		
														堺市北区野原町276番地	西野 操子
														大阪府阿倍野区阪南町 5-20-6-1003	前田 寛子
堺市東区北野田648番地2	野里 孝治	東区北野田	649	田	895	大阪府高石市千代田5-10-10	中谷 良二	賃借権	畑として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	15,215	毎年末までに 貸し人指定口座に 振り込み		
堺市中区見野山40番地3	藤井 進	中区見野山	66-1	畑	1,484	大阪府高石市千代田5-10-10	中谷 悦規	賃借権	畑として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	25,228	毎年末までに 貸し人指定口座に 振り込み		
堺市西区津久野町2722番6	森 英夫	南区片藏	625	田	290	堺市中区陶器北1637番地	藤井 政二郎	賃借権	畑として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	12,000	毎年末までに 貸し人指定 口座へ 納付		
		南区片藏	628-1	田	1,031	堺市南区徳山台1-8-9	上野 雅史	使用貸借による 権利	畑として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-		

利用権の認定を受ける者(借り手)		利用権を認定する農地				利用権を認定する者(貸し手)				設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及の適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
大阪府大阪狭山市今兼4丁目 665-50	寺田 将樹	南区富藏	428	田	406	大阪府南区内郡河南町加納1-5	抽冬 行弘	賃借権	畑として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	6,800	毎年未までに 貸し人指定口座に 振り込み	
		南区富藏	431	田	743							11,900	毎年未までに 貸し人指定口座に 振り込み	
		南区富藏	436	田	333							5,100	毎年未までに 貸し人指定口座に 振り込み	
堺市南区榎塚台3丁目番7号	一般社団法人 堺南こまびろアーム 推進会	南区富藏	3618	畑	1,029	大阪府南区内郡河南町加納1-5 堺市南区富藏255	抽冬 行弘 抽冬 喜美子	賃借権	畑として利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	17,000	毎年未までに 貸し人指定口座に 振り込み	
		南区畑	568-3	田	624							小宅 武大	使用貸借による 賃借権 (解除条件付)	平成31年4月1日
		南区畑	568-4	田	737	堺市南区畑540番地								
		南区畑	568-5	田	429									
		南区畑	568-6	田	938									
		南区畑	568-7	田	178									
		東区石原町4丁目	376-2	田	512									
東区石原町4丁目	376-3	田	57	大阪府北区長柄東1-2-12-307 淀川リバーサイドプラザさくら512番館	浅香 吉和						1,500	毎年4月末までに 貸し人宅へ 持参		

利用権の受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市北区百舌鳥西之町2丁535番地	松川 武美	北区野添町	364	田	1,137	堺市北区百舌鳥本町2丁145番地	小林 義博	使用貸借による 権利	畑として利用	平成31年2月1日	平成34年1月31日	-	-
	30名		69筆		61990.57m ²		58名						

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

みどり公社①

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむを

えない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金(水利費含む)	地権者が負担する	

みどり公社②

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむを

えない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金	地権者が負担する	



堺市公告第46号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

- 1 認定年月日及び認定番号 平成31年1月11日 第E-29号
- 2 対 象 区 域 堺市南区晴美台三丁2番1の一部
- 3 縦 覧 場 所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
堺市美原区多治井491番2、491番3、491番5から491番13まで及び493番2、地先水路並びに地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市中央区内本町一丁目2番6号 内本町松林ビル2階
SPC関西株式会社
代表取締役 本間 航也

堺市公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
堺市南区高倉台二丁10番8及び10番36から10番46まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
堺市東区日置荘原寺町464番の一部及び地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市東区日置荘原寺町279番地4  
井上 修一

~~~~~

堺市公告第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
堺市西区草部944番6及び944番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市西区草部854番地
北條 剛志

~~~~~

堺市公告第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、南部大阪都市計画下水道事業（堺市大和川下流西部流域関連公共下水道）の計画の変更に係る図書の写しを堺市上下水道局において公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

- 1 縦覧場所  
堺市上下水道局本庁舎5階 上下水道局経営企画室  
所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2  
連絡先 072-250-9121
- 2 縦覧期間  
平成31年1月26日から事業施行期間の終了の日まで  
（午前9時から午後5時30分まで）

## 堺市公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、南部大阪都市計画下水道事業（堺市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道）の計画の変更に係る図書の写しを堺市上下水道局において公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

## 1 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎5階 上下水道局経営企画室  
所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2  
連絡先 072-250-9121

## 2 縦覧期間

平成31年1月26日から事業施行期間の終了の日まで  
（午前9時から午後5時30分まで）

## 堺市公告第53号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市長 竹山修身

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

教育情報ネットワーク用サーバー機器設置設定業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階  
教育委員会事務局学校教育部教育センター
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年12月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社  
社長 宮澤 俊樹  
大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥98,426,664-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第13号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 指 定 番 号   | 第1371号               |
| 指 定 年 月 日 | 平成31年 1月 8日          |
| 事業者の名称    | 株式会社マツモト             |
| 事業者の住所    | 堺市西区堀上緑町 3丁 7番20号    |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 松元 延行          |
| 事業所の名称    | 株式会社マツモト             |
| 事業所の所在地   | 堺市西区堀上緑町 3丁 7番20号    |
| 指 定 番 号   | 第1372号               |
| 指 定 年 月 日 | 平成31年 1月 8日          |
| 事業者の名称    | 株式会社マエダ              |
| 事業者の住所    | 奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の 1 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 前田 憲彦          |
| 事業所の名称    | 株式会社マエダ              |
| 事業所の所在地   | 堺市東区日置荘北町 3-15-20    |
| 指 定 番 号   | 第1373号               |
| 指 定 年 月 日 | 平成31年 1月 8日          |
| 事業者の名称    | 前田建設株式会社             |
| 事業者の住所    | 兵庫県丹波市山南町池谷108番地     |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 前田 忠           |
| 事業所の名称    | 前田建設株式会社             |
| 事業所の所在地   | 兵庫県丹波市山南町池谷108番地     |
| 指 定 番 号   | 第1374号               |
| 指 定 年 月 日 | 平成31年 1月 8日          |
| 事業者の名称    | 小山 稔                 |
| 事業者の住所    | 貝塚市二色 3丁目 1番16号      |
| 事業所の名称    | エイド                  |
| 事業所の所在地   | 貝塚市二色 3丁目 1番16号      |
| 指 定 番 号   | 第1375号               |
| 指 定 年 月 日 | 平成31年 1月 8日          |
| 事業者の名称    | 有限会社谷管工              |
| 事業者の住所    | 守口市東光町 3丁目 9番13号     |
| 代表者の職氏名   | 取締役 谷 浩一             |
| 事業所の名称    | 有限会社谷管工              |
| 事業所の所在地   | 守口市東光町 3丁目 9番13号     |

指 定 番 号 第1376号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事 業 者 の 名 称 森重 毅  
事 業 者 の 住 所 兵庫県宝塚市御所の前町8番8号  
事 業 所 の 名 称 森重工業所  
事 業 所 の 所 在 地 兵庫県宝塚市安倉中2丁目5-34

堺市上下水道局公告第14号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備  
工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1672号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事 業 者 の 名 称 株式会社SYUN company  
事 業 者 の 住 所 堺市西区菱木3丁2661番地2  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 笹川 俊  
営 業 所 の 名 称 株式会社SYUN company  
営 業 所 の 所 在 地 堺市西区菱木3丁2661番地2

指 定 番 号 第1673号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事 業 者 の 名 称 株式会社マエダ  
事 業 者 の 住 所 大和郡山市額田部寺町15番地の1  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 前田 憲彦  
営 業 所 の 名 称 株式会社マエダ  
営 業 所 の 所 在 地 堺市東区日置荘北町3丁15-20

指 定 番 号 第1674号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事 業 者 の 名 称 株式会社マツモト

事業者の住所 堺市西区堀上緑町3丁7番20号  
代表者の職氏名 代表取締役 松元 延行  
営業所の名称 株式会社マツモト  
営業所の所在地 堺市西区堀上緑町3丁7番20号

指 定 番 号 第1675号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事業者の名称 小山 稔  
事業者の住所 貝塚市二色3丁目1番16号  
営業所の名称 エイド  
営業所の所在地 貝塚市二色3丁目1番16号

指 定 番 号 第1676号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事業者の名称 合資会社テクニハウジングアンドマシナリー  
事業者の住所 堺市堺区神明町西3丁1番33号  
代表者の職氏名 代表 中野 茂樹  
営業所の名称 合資会社テクニハウジングアンドマシナリー  
営業所の所在地 堺市堺区神明町西3丁1番33号

指 定 番 号 第1677号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事業者の名称 ライブウェル株式会社  
事業者の住所 東京都世田谷区砧6-9-3ハーモニーハイツ404号室  
代表者の職氏名 代表取締役 中沢 功一郎  
営業所の名称 ライブウェル株式会社大阪営業所  
営業所の所在地 堺市堺区宿院町東4丁1番1 阪南ビル301号

指 定 番 号 第1678号  
指 定 年 月 日 平成31年1月8日  
事業者の名称 森重 毅  
事業者の住所 宝塚市御所の前町8番8号  
営業所の名称 森重工業所  
営業所の所在地 東大阪市玉串町東1丁目2-30

## 教育委員会規則

堺市教職員懲戒等審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月25日

堺市教育委員会

教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第1号

### 堺市教職員懲戒等審査会規則の一部を改正する規則

堺市教職員懲戒等審査会規則（平成25年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育次長（指導担当）」を「教育監」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の堺市教職員懲戒等審査会規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。